



廃棄物焼却炉の設置者に対する行政処分の解除について

排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査^{※1}により排出基準超過が判明したことにより、令和3年12月17日付けで有限会社栄晃の廃棄物焼却炉に対し、当該施設の使用停止及び改善を命じていましたが、当該施設の改善が図られ、行政検査を実施した結果、排出基準に適合していることが確認されたため、この処分を解除したことをお知らせします。

1 施設概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 施設の種類 | 廃棄物焼却炉（焼却能力：515 kg／時間） |
| (2) 設置場所 | 呉市川尻町才之谷5138番地3 |

2 ダイオキシン類濃度排出基準及び測定結果

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 排出基準 | 5 ng-TEQ／m ³ N |
| (2) 処分前の測定結果 | 8.4 ng-TEQ／m ³ N |
| (3) 改善後の測定結果 | 0.68 ng-TEQ／m ³ N |

※ng-TEQ：1ng（ナノグラム）は10億分の1グラム

TEQ（毒性等量）はダイオキシン類（毒性の強さ）を表示する際に用いられる記号で、ダイオキシン類の異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度。

3 行政処分解除日

令和4年2月10日（木）

※1 行政検査：本市が専門の第三者機関に委託して測定を行うこと